**商店街店舗魅力向上支援事業（商店街全体に対する支援）**

**実施商店街応募要領**

**事業概要**

コロナ禍の影響が続く中、地域商業や地域コミュニティの担い手として重要な商店街において、「コロナ禍からの回復に向けた需要喚起」に取り組む必要がある。

本事業では、コロナによる慢性的な人流の低下により商店街が大打撃を受けている中、万博開催も見据え、府内商店街・店舗の魅力向上や来街者数等を増やすための支援を重点的に行い、商店街の回復の後押しを通じて大阪経済の再活性化を促進する。

**１．支援対象商店街（応募資格）**

商店街や店舗のオンライン化に取り組む意欲が高い商店街等組織（※１）のうち、次の（ア）から（ウ）のすべてに該当すること。

（ア）　安心して買物ができる商店街の浸透に向け、感染症対策の徹底に取り組むこと。

（イ）　大阪経済の再活性化に向け、商店街等組織による需要喚起に取り組むこと。

（ウ）　万博開催時期を見据えて、オンラインの活用促進など新たなチャレンジに取り組むこと。

※１　商店街等とは、商店街その他の商業の集積等のこと。

商店街等組織とは、以下のとおり。

・　商店街等を構成する団体のうち、商店街振興組合、事業協同組合等の法人格を有する組織。

・　商店街等を構成する団体のうち、法人化されていない任意の組織であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの。

**２．支援商店街数及び条件**

（１）支援商店街数：１００商店街等組織

（２）支援条件：

　　　①商店街向け事業・ＥＣ説明会の開催に当たって、オンラインショップへの出店意欲がある等、ECに興味を持つ店舗のニーズを出来る限り把握し、説明会への参加を誘導するなど積極的に取り組むこと。

　　　②商店街や店舗の魅力を発信するため、本事業で開設するポータルサイトに商店街や店舗の情報を積極的に発信すること。

③本事業に基づき提供するＰＲ素材（のぼり、タペストリー等）を商店街内の来街者に見やすい場所に掲出すること。

④商店街の自主事業において、ホームページやイベント等のチラシに本事業のＰＲを掲載するなどの協力をすること。

（３）事業の流れ：本事業に関する事業全体（商店街全体に対する支援、商店街の店舗に対する支援）の流れは下図のとおり

本事業に

よる取組み

連動

自主的な

需要喚起の

取組み

本事業

事務局

商店街、店舗

申込

選定

実施

成果発信

|  |  |
| --- | --- |
| ＜商店街全体に対する支援＞・出店マニュアル作成・事業・EC説明会の開催（オンラインショップへの出店促進）・オンライン・リアル両面での消費を喚起するためのポータルサイトを開設し、商店街のイベントや店舗の魅力を発信・のぼり、タペストリー等の商店街内での掲出 | （参考：詳細は別紙要領参照）＜商店街の店舗に対する支援＞・商店街店舗をPRするための特設ECサイトを開設し、EC出店や店舗情報の発信など、オンライン活用に向けた個別サポートの実施・消費喚起のためのキャンペーン（万博開催1,000日前を契機に３回開催予定）の実施（EC利用促進のためのクーポン発行） |

**３．スケジュール**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 令和４年　 | 4月1日（金） | 応募要領公表 |
|  | 4月28日（木） | 応募申請提出締切 |
|  | 5月中旬 | 実施商店街決定 |
|  | 5月中下旬 | 事業開始 |
| 令和５年 | ～２月頃 | 事業終了 |
|  |  |  |

**４．応募書類等**

（１）応募書類：商店街店舗魅力向上支援事業申請書（別添様式）

（２）提出期限：令和４年4月28日（木）必着

（３）提出方法：別添申請書を郵送により提出

（４）提出先：６．問い合わせ先に記載のメールアドレス又は住所

（５）応募上の留意事項

ア　応募書類については、審査にあたり、学識経験者や専門家等に配付します。

イ　提出された応募書類一式は返却しません。

ウ　申込に係る連絡先等の個人情報は適切に管理し、本業務以外の目的には使用しません。

エ　応募に要する経費は、すべて提案者の負担とします。

オ　事業実施商店街決定後、本事業事務局と商店街とで事業実施に向け詳細について協議します。

協議に当たり、企画内容について変更が生じる場合があります。

**５．書類審査**

申請書の内容について、学識経験者や専門家等から意見を聴取し、その結果を基に事務局が施策効果などを総合的に判断し、実施商店街を決定します。

審査は原則として応募書類について行いますが、必要に応じてヒアリング及び追加資料の提出を求めることがあります。

選考結果については、５月中に府の本事業ウェブサイトに掲載するとともに、提案者あてに通知します。

大阪府HP URL　https://www.pref.osaka.lg.jp/shogyoshien/shogyoshinko/miryokukojo.html

**６．問い合わせ先**

大阪府商店街店舗魅力向上支援事業事務局（10:00～17：00　土曜日、日曜日および祝日を除く）

受託事業者　(株)産經アドス内「大阪府商店街店舗魅力向上支援事業事務局」

住所　〒556-0017 　大阪市浪速区湊町2-1-57　難波サンケイビル

メールアドレス　miryoku@osaka-shotengai-info.com

電話番号　06-6636-1034 FAX番号 06-6636-1489